



# 看護行政の動向と 助産師教育の期待

医政局看護課

# 本日の内容

## 1. 看護職員の就業状況

## 2. 看護教育について

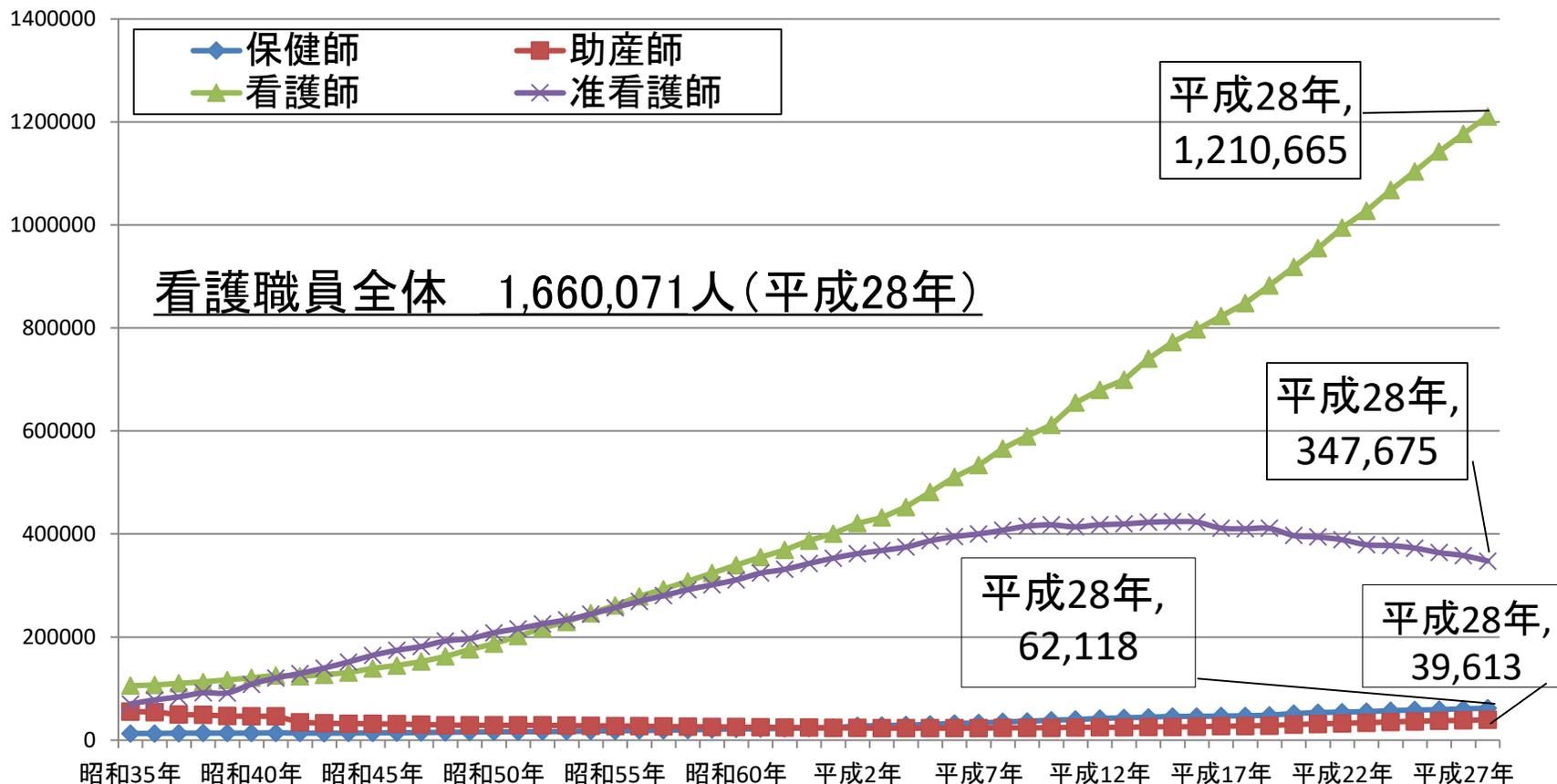
## 3. 国家試験及びWeb公募システムについて

## 4. 助産師活用推進事業について

## 5. Nursing Nowキャンペーンについて

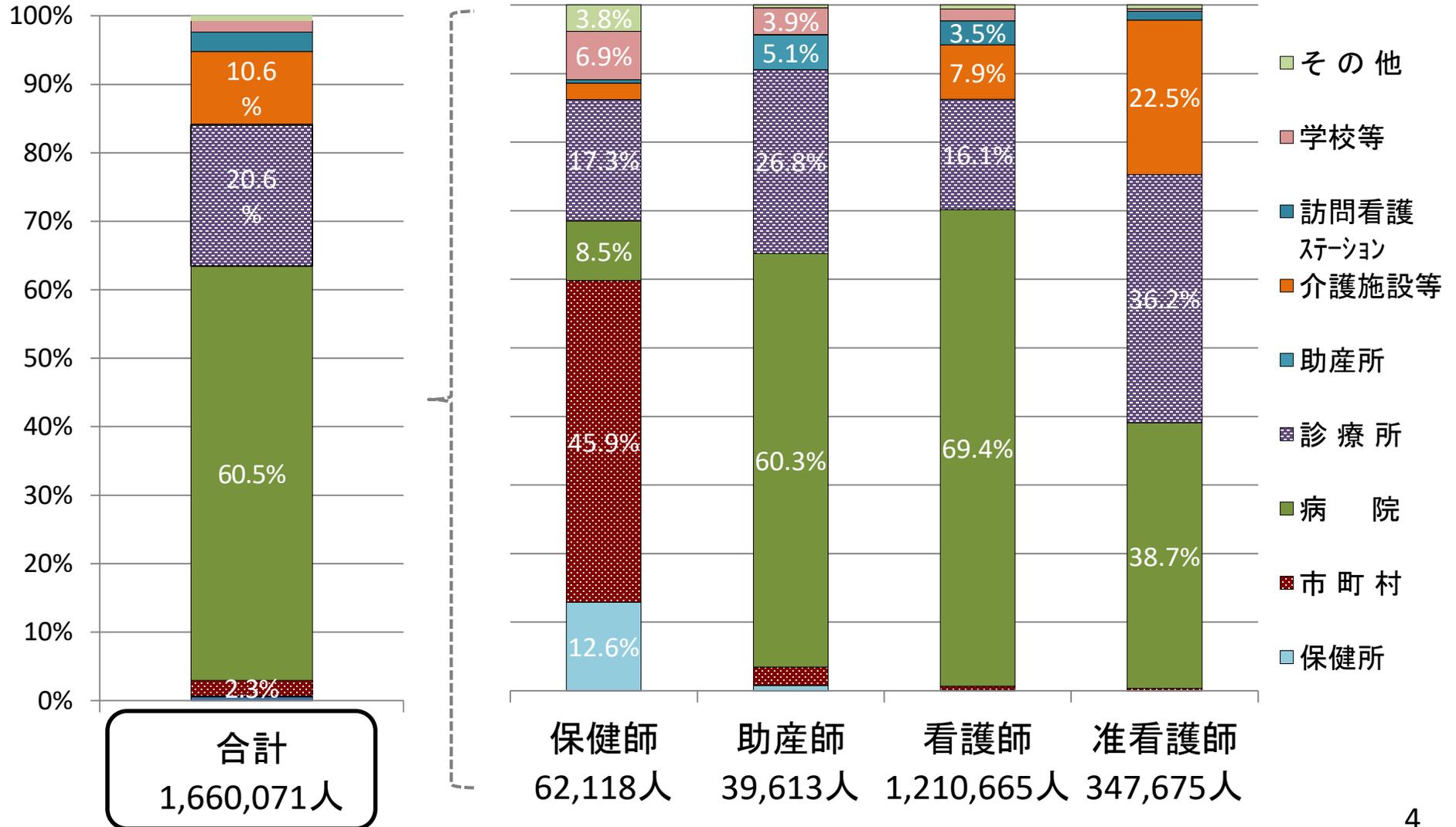
# 看護職員就業者数の推移

看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の就業者数は約166万人であり、毎年増加しています。



# 資格別看護職員の就業場所（平成28年）

看護職員の就業場所について、保健師は市町村や保健所といった自治体で主に働いており、助産師、看護師、准看護師は、主に病院・診療所で働いています。



# 本日の内容

1. 看護職員の就業状況

2. **看護教育について**

3. 国家試験及びWeb公募システムについて

4. 助産師活用推進事業について

5. Nursing Nowキャンペーンについて

# 看護教育制度図(概念図) 平成30年

＜令和2年合格者数＞  
 保健師 7,537人  
 助産師 2,093人  
 看護師 58,513人  
 准看護師 16,233人  
 (うち准看護師学校養成所卒業者は 8,338人)

## 保健師・助産師国家試験受験資格

保健師養成所・大学院・短大専攻科 34校 911人 (1学年定員)  
 助産師養成所・大学院・大学専攻科/別科・短大専攻科 123校 1,867人 (1学年定員)

1年  
以上

## 看護師国家試験受験資格

3年  
以上

保健師課程

助産師課程

4年制大学

280校  
23,840人  
(1学年定員)

35.0%

養成期間3年以上の  
養成所・短大

581校 30,192人 (1学年定員)

44.3%

高校・  
高校専攻科  
5年一貫  
教育校

78校  
4,239人  
(1学年定員)

6.2%

養成期間2年の  
養成所・短大等  
151校 6,255人  
(1学年定員)

9.2%

2年通信制  
17校  
3,580人  
(1学年定員)

5.3%

3年以上の  
実務経験又は  
高等学校等卒業者

7年以上の  
実務経験

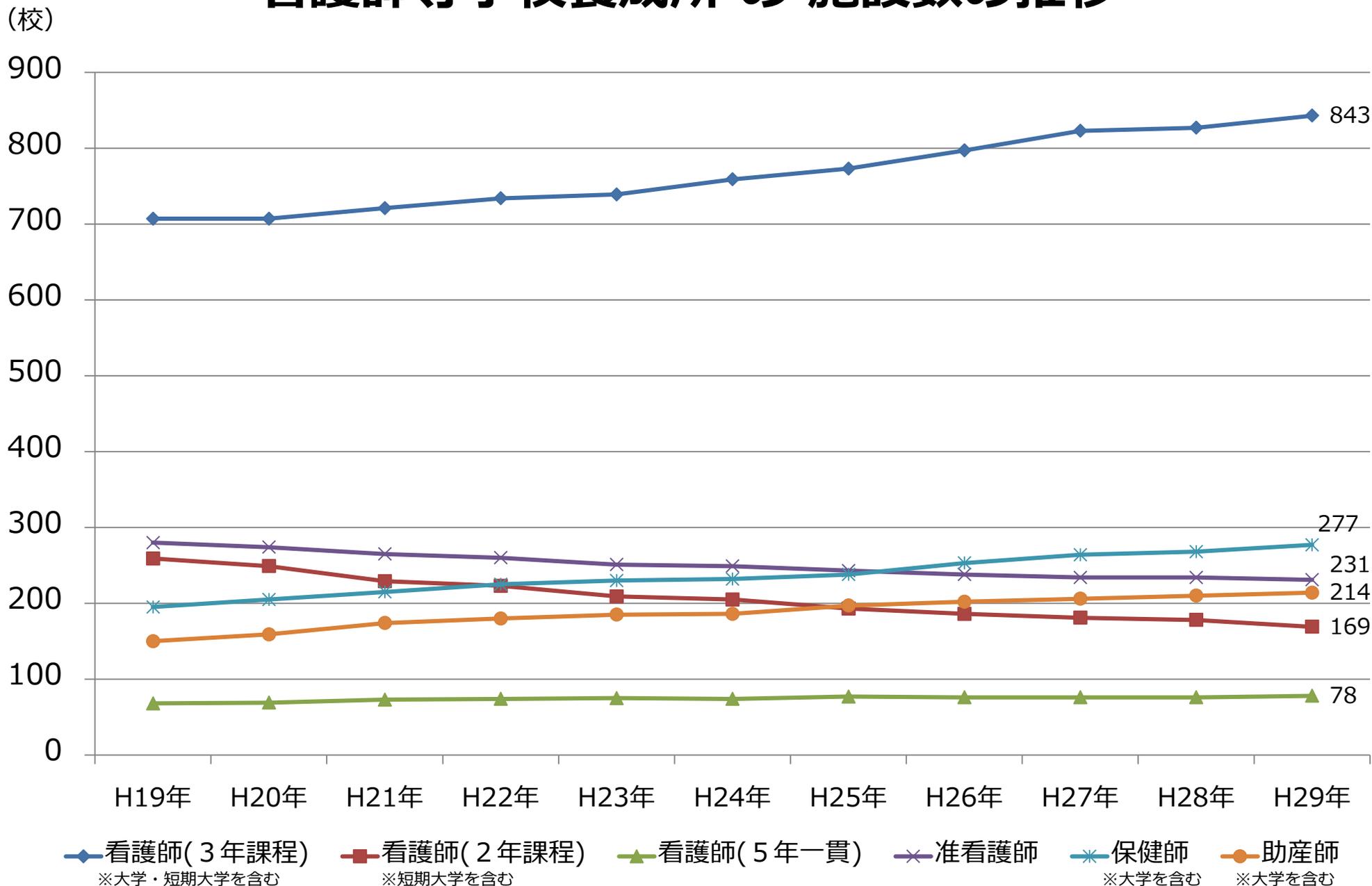
准看護師試験受験資格  
(都道府県実施)

准看護師養成所・高校  
※養成所は2年、高校は3年  
228校 10,021人 (1学年定員)

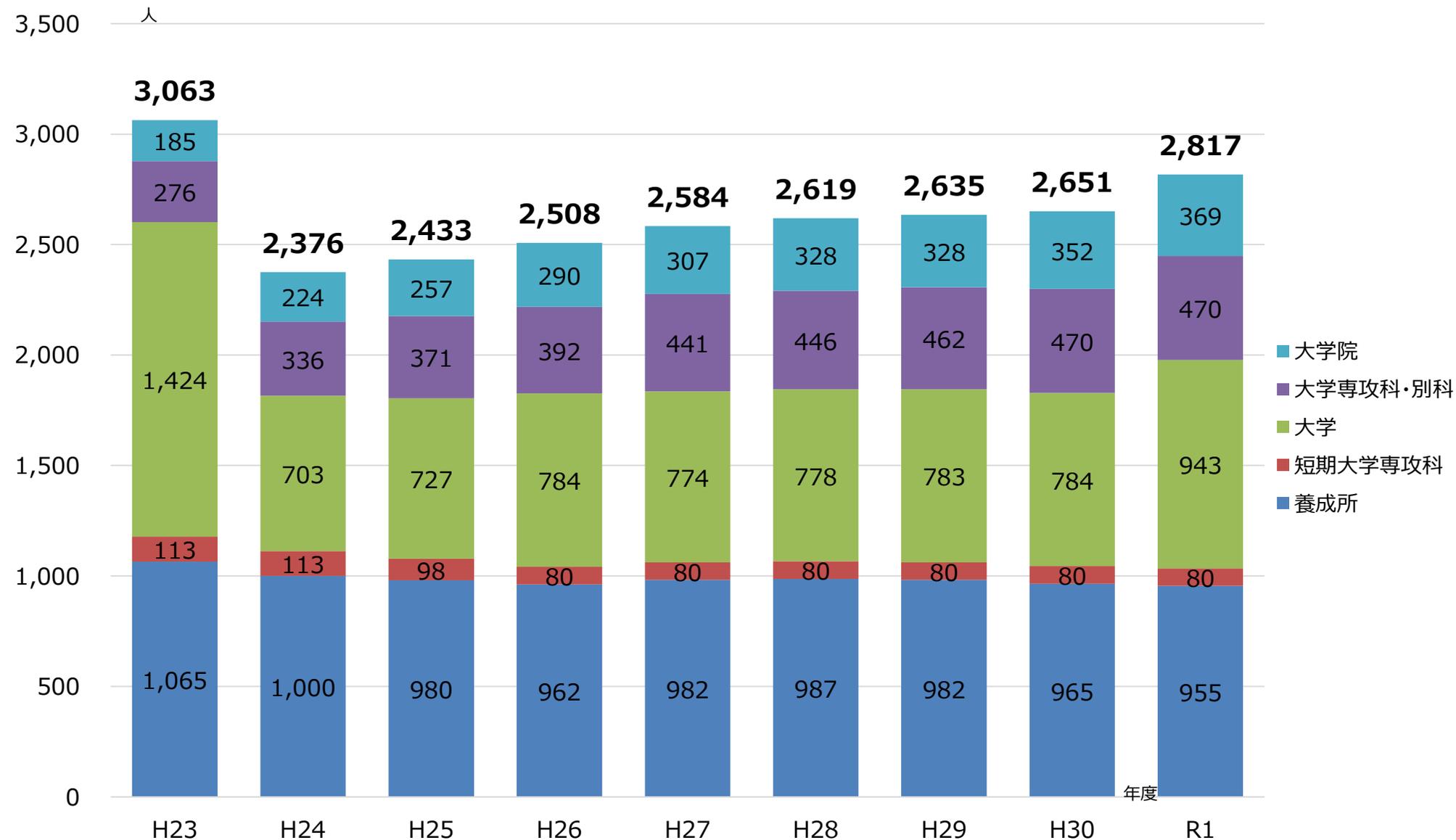
高等学校卒業

中学卒業

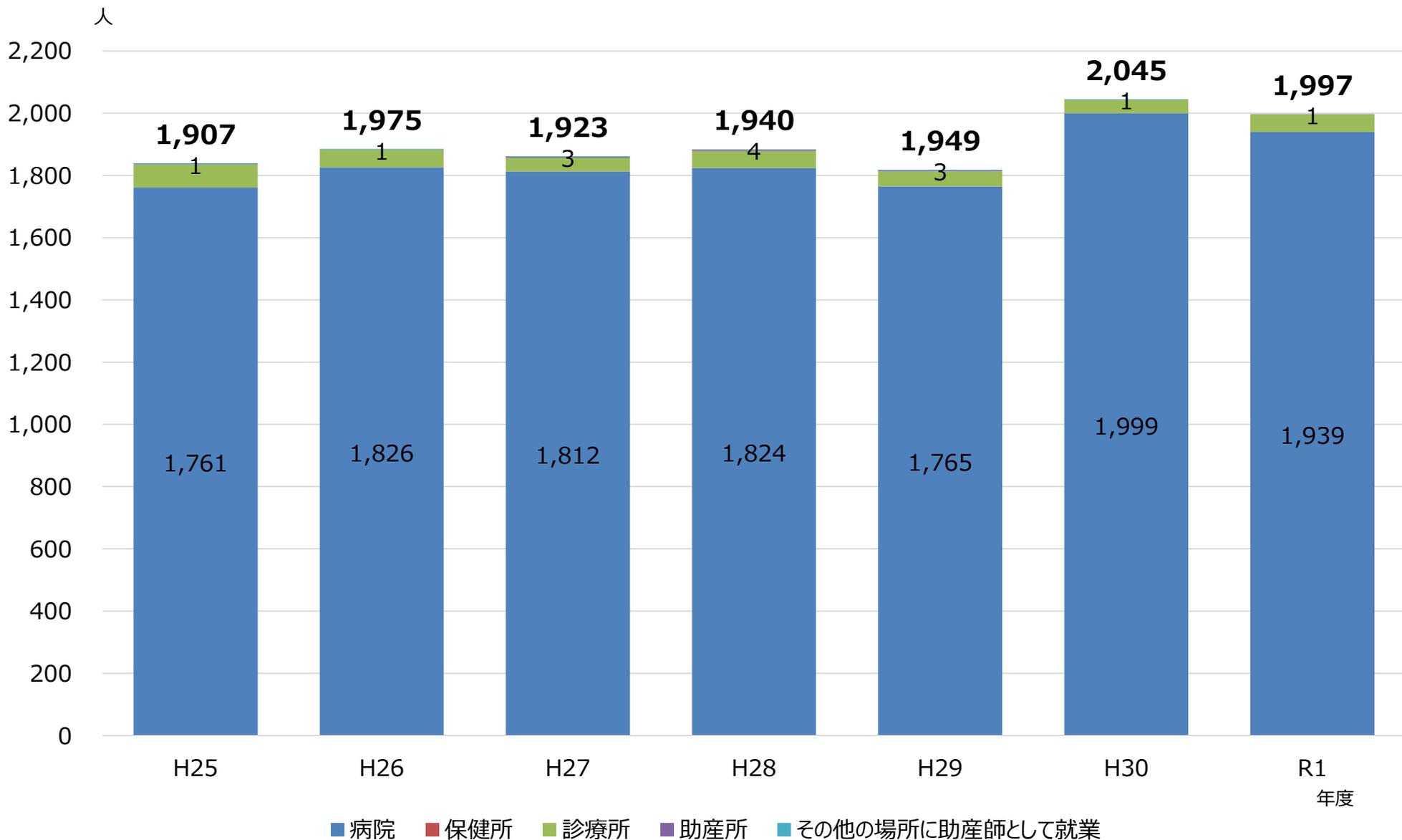
# 看護師等学校養成所 の 施設数の推移



# 助産師学校養成所の1学年定員の推移



# 助産師学校養成所における卒業状況の推移



# 看護基礎教育に関する主な検討経過

## 看護基礎教育の充実に関する検討会

### <保健師・助産師>

- ・総単位数を23単位に増加
- ・(保)「個人・家族・集団の生活支援実習」など具体的な教育内容を明示
- ・(助)分娩取扱いについて詳細に表記

### <看護師>

- ・総単位数を97単位に増加
- ・統合分野の創設
- ・看護師教育の技術項目について卒業時の到達度を明確化

【H18年3月～H19年3月】

## 准看護師の資質の向上に関する検討会

### <准看護師>

- ・総時間数を1,890時間に増加
- ・精神看護の創設
- ・成人看護と老年看護を統合

【H10年3月～H11年6月】

## 看護基礎教育のあり方に関する懇談会

- ・看護職員に求められる資質・能力や看護基礎教育の充実の方向性について論点を整理

【H20年1月～7月】

## 看護の質の向上と確保に関する検討会

- ・チーム医療を担う一員として看護職員の質の向上と確保に向けた基本的な方向性を提示

【H20年11月～H21年3月】

## 看護教育の内容と方法に関する検討会

### <保健師・助産師>

- ・修業年限の6ヶ月以上から1年以上への延長に伴う総単位数の増加
- ・卒業時の到達目標と到達度の設定
- ・(保)地域看護学を公衆衛生看護学に変更

### <看護師>

- ・看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標の設定について、卒業時の到達度を明確化

【H21年4月～H23年2月】

## 今後の看護教員のあり方に関する検討会

### <看護教員>

- ・看護教員養成講習会のガイドラインの作成の必要性
- ・講習会実施要領見直しの必要性

【H21年5月～H22年2月】

## 看護基礎教育検討会

将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討（H30年4月より開始）

# 看護基礎教育検討会

## 趣旨

- ◆ 少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。
- ◆ 患者のケアを担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、患者の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。
- ◆ 保健師においては、保健・医療・福祉・介護等の各分野及び関係機関、住民等との連携及び協働を支え、持続可能でかつ地域特性を活かした健康なまちづくり、災害対策等を推進することが求められ、助産師においては、周産期医療の高度化がさらに加速する中で、女性の生涯における性と生殖について、家族や地域社会に広く貢献することが期待されている。
- ◆ 看護師については、共通して求められる知識や能力が培われるよう教育カリキュラムを拡充し、准看護師については、プライマリ・ケアや介護の現場でより活躍できるよう教育カリキュラムを見直す必要がある。
- ◆ また、「医師の働き方改革に関する検討会」が平成29年8月に設置され議論が開始されており、医師-他職種間等で行うタスク・シフティング(業務の移管)の有効活用についても指摘されている。



本検討会においては、看護職員を取り巻く状況の変化及び現在の教育実態を踏まえ、**将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育(※)の内容と方法**について、具体的な検討を行うことを目的とする。 ※保健師、助産師、看護師、准看護師について

## 検討事項

- ◆ 看護基礎教育を取り巻く現状と課題
- ◆ 将来を担う看護職員に求められる能力
- ◆ 免許取得前に習得すべき能力を養うために必要な教育内容と方法
- ◆ 教育の多様性への対応(教育方法、教育体制等)
- ◆ 今後の教員や実習指導者等のあり方

## スケジュール

平成30年4月 第1回検討会  
看護師、保健師、助産師、准看護師の各WGを順次開催  
令和元年10月 検討会とりまとめ

## 構成員

◎:座長

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 安藝 佐香江 | 医療法人社団永生会法人本部統括看護部長/みなみ野病院看護部長     |
| 井伊 久美子 | 公益社団法人日本看護協会 副会長                   |
| 池西 静江  | 一般社団法人日本看護学校協議会 会長                 |
| 井村 真澄  | 元公益社団法人全国助産師教育協議会 会長               |
| 江崎 喜江  | 大阪府病院協会看護専門学校 副校長                  |
| ◎遠藤 久夫 | 国立社会保障・人口問題研究所 所長                  |
| 太田 秀樹  | 一般社団法人全国在宅療養支援診療所連絡会 事務局長          |
| 釜范 敏   | 公益社団法人日本医師会 常任理事                   |
| 木澤 晃代  | 日本大学病院 看護部長                        |
| 木村 元   | 一橋大学大学院社会学研究科 教授                   |
| 酒井 郁子  | 千葉大学大学院看護学研究科附属専門職連携教育研究センター センター長 |
| 中島 由美子 | 医療法人恒貴会 訪問看護ステーション愛美園 所長           |
| 中谷 祐貴子 | 岡山県保健福祉部長                          |
| (前田 彰久 | 富山県厚生部長 ※第7回まで)                    |
| 中西 亜紀  | 高槻市医師会看護専門学校 教務部長                  |
| 額賀 修一  | 全国看護高等学校長協会 副理事長                   |
| 馬場 武彦  | 一般社団法人日本医療法人協会 副会長                 |
| 春山 早苗  | 自治医科大学看護学部学部長/教授                   |
| 菱沼 典子  | 一般社団法人日本看護系大学協議会 理事                |
| 福島 富士子 | 東邦大学看護学部 学部長/教授                    |
| 藤田 京子  | 藤戸田市医師会看護専門学校 副校長                  |
| 村嶋 幸代  | 一般社団法人全国保健師教育機関協議会 監事              |
| 山口 育子  | 認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長       |
| 山田 雅子  | 聖路加国際大学大学院看護学研究科 教授                |

# 看護基礎教育検討会報告書概要（令和元年10月15日報告書）

## 背景

人口及び疾病構造の変化を踏まえた地域包括ケアシステム構築の推進に向けた適切な医療提供体制の整備が必要

## 目的

将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について、現行の養成課程の枠組みを維持しつつ、具体的な検討を実施

## 教育内容等の見直し

### 【保健師】令和4年（2022年）度より適用

- 健康課題を有する対象への継続的な支援をする能力や社会資源を活用できる能力、施策化する能力を強化するため、公衆衛生看護学、保健医療福祉行政論の内容を充実。
- 産業保健・学校保健等の保健活動の場の拡大に伴う実習施設の拡大。

⇒ 総単位数を28単位から31単位に充実

### 【助産師】令和4年（2022年）度より適用

- ハイリスク妊産婦への対応や、異常を予測し緊急時に対応できる能力を強化するため、助産診断・技術学の内容を充実。
- 地域における子育て世代への支援、産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化するために地域母子保健の内容を充実。

⇒ 総単位数を28単位から31単位に充実

### 【看護師】3年課程は令和4年（2022年）度 2年課程は令和5年（2023年）度より適用

- コミュニケーション能力、臨床判断や倫理的判断に必要な能力、情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力の強化に関する内容を充実。
- 対象や療養の場の多様化に対応できるように内容を充実させ「在宅看護論」を「地域・在宅看護論」に名称変更。

⇒ 総単位数を97単位から102単位に充実

### 【准看護師】令和4年（2022年）度より適用

- 看護師教育との連動を考慮し、「准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標」を新たに策定
- 在宅等の多様な場における療養生活を支援する視点の重要性を明確化。
- 介護福祉士課程において既に履修した科目の履修を免除。

⇒ 時間制及び総時間数（1,890時間）を維持

## 教育体制・教育環境等の見直し

- 多様な実習施設における実習の推進を図るための実習施設の要件を一部緩和
- 情報通信技術（ICT）の進展等に応じた遠隔授業等の実施が可能である旨の明示
- 講義、演習、実習の教育方法の工夫を図れるよう看護教員養成講習会のプログラムを見直し など

## 今後の課題

今回の改正事項について必要な検証を行い、対象や療養の場の多様化に対応できる看護職員養成のための教育内容及び方法の継続的な検討を行う

# 教育内容見直しのポイント

臨地実習における1単位あたりの時間数の設定を教育方法の多様性に鑑み  
保健師助産師看護師指定規則における規定に則り、弾力的に見直し

(※1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮)

改正前

	1単位 時間数	講義及び 演習	実験、実習及 び実技	臨地実習	准看護師 養成所
指定規則 (大学設置基準の 規定の例による)	45時間	15から30 時間	30から45 時間	規定なし	規定なし
指導ガイド ライン	45時間	15から30 時間	30から45 時間	45時間	1時間を 60分

改正(案)

	1単位 時間数	講義及び 演習	実験、実習及 び実技	臨地実習	准看護師 養成所
指定規則 (大学設置基準の 規定の例による)	45時間	15から30 時間	30から45 時間	規定なし	規定なし
指導ガイド ライン	45時間	15から30 時間	30から45 時間	規定なし	規定なし

# 助産師 教育内容の変遷

- 臨地実習を各科目の教育方法の1つと位置づけ（21～22週以上から実習360時間を含めた総時間数へ）
- 科目の大幅な組み替え（助産診断学、助産技術学を中心に、新たな科目を設定）
- 単位制導入
- 備考欄の分娩取扱いに関する表記を「10回以上」から「10回程度」に変更
- 総時間数を増加
- 備考欄の分娩取扱いに関する表記を詳細に変更（正常産・経膈分娩・頭頭単胎、分娩時期を明記）
- 修業年限を6ヶ月以上から1年以上へ延長
- 助産診断・技術学、助産管理、臨地実習の単位数を増加
- 助産診断・技術学、地域母子保健の単位数を増加
- 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度を新設



# 助産師課程の教育内容見直しのポイント

保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表2 (案)

教育内容	単位数
基礎助産学	6 (5)
助産診断・技術学	10
地域母子保健	2
助産管理	2
臨地実習	11
助産学実習	11
総計	31 (30)

## 主なポイント

- ・ 総単位数を28単位から31単位に充実（総時間数は削除）
- ・ 周産期のメンタルヘルスやハイリスク妊産婦への対応、正常からの逸脱の判断や異常を予測する臨床判断能力、緊急時に対応できる実践能力を養うために助産診断・技術学の内容を充実
- ・ 産後うつや虐待等の支援として、地域における子育て世代を包括的に支援する能力が求められていることから、産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化するために地域母子保健の内容を充実

# 教育体制、教育環境の見直しの主なポイントと指導GL等改正の方向性①

## <教員等についての見直しの主なポイント>

### ①看護教員養成講習会の見直し

- 講習会を受講しやすくなるよう、専任教員、教務主任、実習指導者講習会の**重複部分を削減、必要な内容、時間数となるよう見直し、受講内容を積み上げられる仕組み**とする。
- 講習会受講による、教員の長期不在を避けるため**講習内容を分割して受講できる仕組み**を構築する。
- 受講率の低い教務主任養成講習会については、**受講促進策**を検討する。



## <指導GL等改正の方向性>

- 講習会を受講しやすくなるよう、専任教員、教務主任、実習指導者講習会の**重複部分を削減し、最低限求められる内容、時間数となるようスリム化**を図り、受講内容を積み上げられるよう**すべての講習会を単位制**とした上で、**他の研修等で学んだ内容を本人の申請に基づき一定程度読み替え可能**とする旨を実施要領（綱）に明記する。
- **すべての講習会を単位制にし、年度をまたいでの受講も可能**（上限は設定）になる旨を実施要領（綱）に明記する。
- 教務主任養成講習会は上記に加え、受講促進のための運用の工夫を検討する。

## 教育体制、教育環境の見直しの主なポイントと指導GL等改正の方向性②

### <教員等についての見直しの主なポイント>

#### ②養成所及び実習施設における指導体制の充実化

- 業務支援システム等の情報通信技術（ICT）の活用や学生へのカウンセリング等に関して支援が受けられる体制の確保等の工夫を講ずることが望ましい旨を明示する。
- 実習指導教員について、業務経験に関する要件を明示する。
- 実習指導教員は専任教員とともに実習施設以外の場面においても学生の指導を行う体制を促進する。
- 基礎分野の教員の専任対象を一定の質を担保しつつ、これまでより広く捉えられるようにする。



### <指導GL等改正の方向性>

- 指導GLに、業務支援システム等の情報通信技術（ICT）の活用や学生へのカウンセリング等に関して支援が受けられる体制の確保等の工夫を講ずることが望ましい旨を明記する。
- 指導GLに、実習指導教員については業務経験に関する要件及び実習施設以外の場面においても学生への指導が可能な旨を明記する。
- 基礎分野の教員の専任対象を広く捉えられるよう指導GLの文言を修正する。

# 教育体制、教育環境の見直しの主なポイントと指導GL等改正の方向性③

## <実習施設についての見直しの主なポイント>

- 基礎看護学及び成人看護学の実習施設について、学生1人当たり病院を1カ所以上確保することとしつつ、人々の療養の場の多様化を勘案し、一定の質を担保した上で多様な場での実習を推進するよう要件を見直す。
- 実習施設は、都道府県内を原則とするが、実習施設までの学生の移動等の負担を最小限となるよう考慮し、都道府県外の実習施設においても実習できるよう明示する。
- 実習病院が同時に受け入れることができる学生数について、単に人数で目安を示すのではなく、実習前後において養成所と実習施設が十分な調整を行い、実習の指導に当たる教員や実習指導者による適切な実習指導体制を確保することを明示する。
- 人々の療養の場の多様化に対応した看護実践能力を学生が習得できるよう、病院以外の場における実習の単位数に上限を設けないこととする。

## <指導GL等改正の方向性>

- 指導GLに、基礎看護学及び成人看護学の実習施設について、学生1人当たり病院を1カ所以上確保し、一定の質を担保した上で多様な場での実習を推進する旨を明記する。
- 指導GLに、実習施設は都道府県内を原則としつつ、学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の実習施設においても実習できる旨を明記する。
- 指導GLに、実習施設の規模や実習内容を勘案し、養成所と十分な調整を図り、教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で学生数を定める旨を明記する。
- 指導GLに、病院以外の場における実習の単位数に上限を設けないが、看護職員の配置のない施設における実習の単位数については目安を明記する。

## 教育体制、教育環境の見直しの主なポイントと指導GL改正等の方向性④

### <教育環境についての見直しの主なポイント>

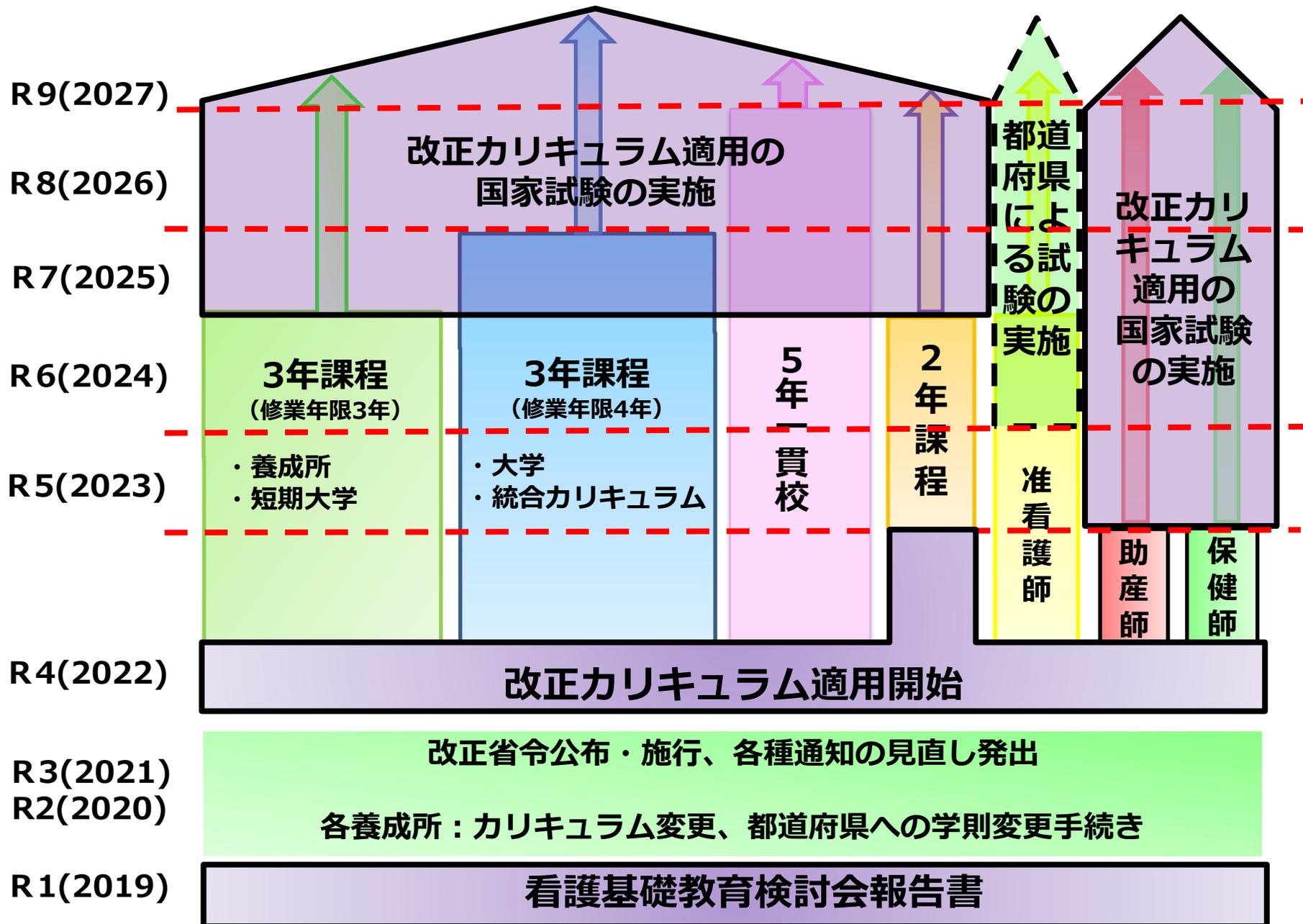
- 同時に授業を行う学生の数として、**基礎分野以外についても**、施設設備等教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に上げられる場合は、**40人以上を超える学生に対し、同時に授業を行うことができる**こととする。
- 高等学校や大学等で、遠隔授業が取り入れられている実状を踏まえ、遠隔授業を導入する上での体制整備等に留意することを前提に、**養成所においても遠隔授業の実施が可能**であることを明示する。



### <指導GL等改正の方向性>

- 指導GLに、同時に授業を行う学生の数として、**基礎分野以外についても**、施設設備等教育上の諸条件を考慮し、教育効果を十分に挙げられる場合は、**40人以上を超える学生に対し、同時に授業を行っても差し支えない**旨を明記する。
- 指導GLに、遠隔授業を導入する上での体制整備等に留意することを前提に、**養成所においても遠隔授業の実施が可能**であることを明記する。

# 改正カリキュラム適用のイメージ（案）



# 看護学生の実習に関する国民向けPR動画

看護学生の実習の必要性に関する理解・協力などを周知することを目的として、動画及びポスターをご活用いただけるようにホームページに掲載しています。



## ●●●動画掲載先●●●

ホーム > ソーシャルメディア > 動画チャンネル >  
厚生労働省動画チャンネル (YouTube) >  
YouTube 厚生労働省動画チャンネル >



看護学生の実習とは～実際と生の声をお届け～

[https://www.youtube.com/watch?v=u\\_rpdYQLwIc](https://www.youtube.com/watch?v=u_rpdYQLwIc)

## ●●●ポスター掲載先●●●

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 >  
健康・医療 > 医療 > 看護関連政策 >  
看護師等の養成について > 看護学生の実習受入促進について >



看護学生実習国民向けPRポスター

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193285.html>



# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実習病院等負担軽減のための 看護師養成施設等における実習補完事業

## 事業目的

令和2年度第2次補正予算案 3.5億円

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域における医療提供体制が逼迫する中、看護師養成所等の医療機関等での実習中止が相次いでおり、実習病院等の負担を軽減することで地域で医療提供体制を確保し医療崩壊を防ぐための支援が急務となっている。

## 事業概要

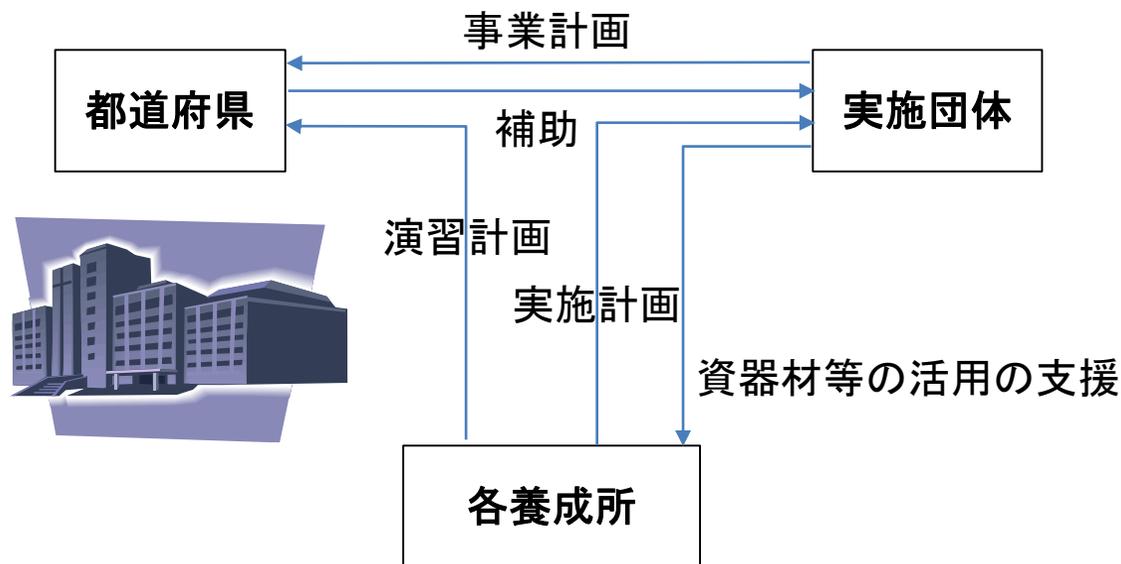
○ 医療機関等での臨地実習が中止している実情を踏まえ、これを学内演習に代えることにより、同等の知識と技能を修得するために必要な資器材等の支援を行う。

## スキーム図、対象経費等

都道府県は、各養成所からの主体的な演習計画を踏まえ、各地域の実施団体において、効率的、効果的な事業実施体制を確保する。

〈対象経費〉

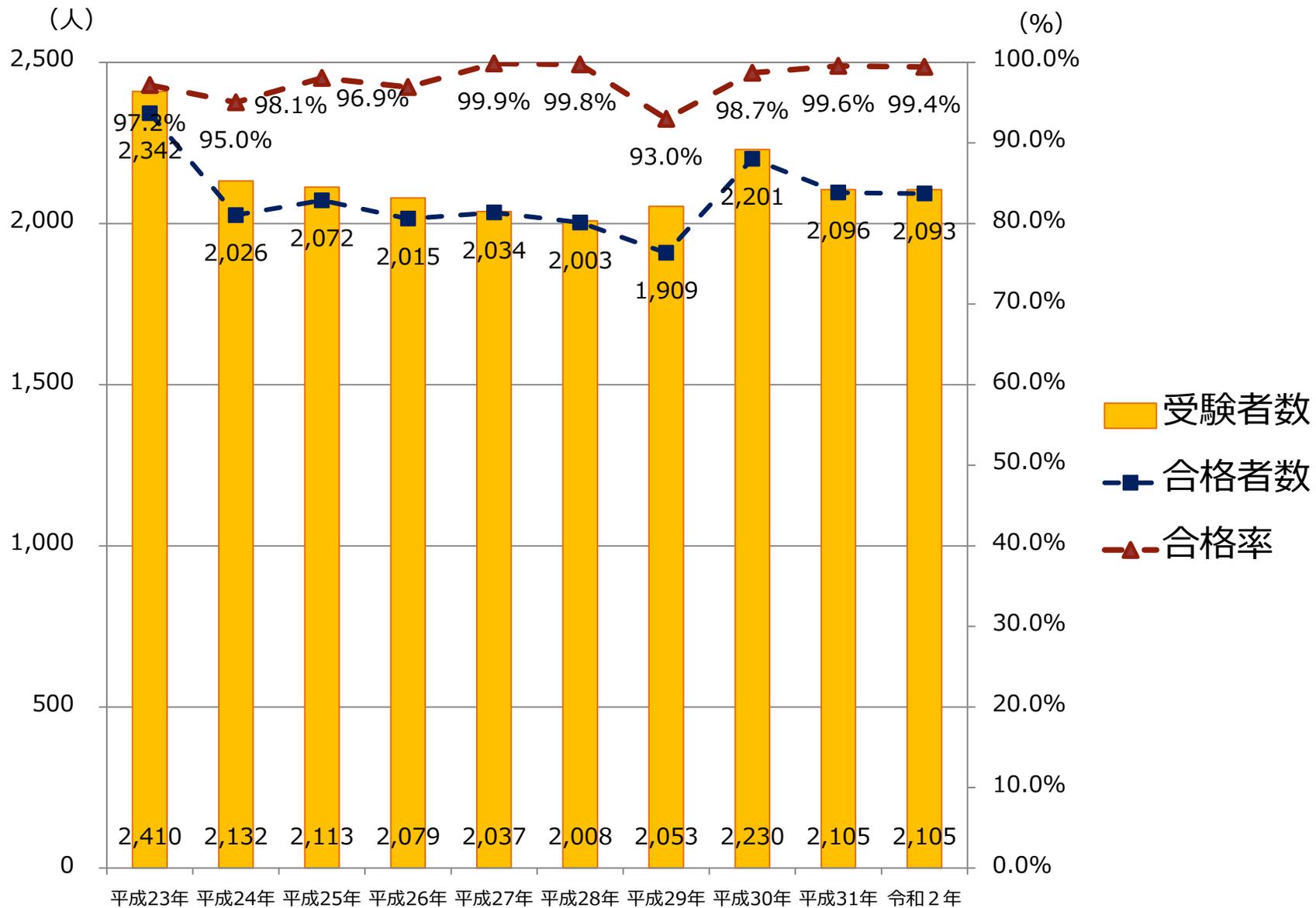
- ・ 事務局経費
- ・ シミュレーターのリース料
- ・ 演習補助要員等への謝金



# 本日の内容

1. 看護職員の就業状況
2. 看護教育について
- 3. 国家試験及びWeb公募システムについて**
4. 助産師活用推進事業について
5. Nursing Nowキャンペーンについて

# 助産師国家試験実施状況及び合格率の推移（年次別）



# 保健師助産師看護師国家試験における Web公募システムについて

Web公募システムは、web上で以下の内容が登録できるシステムです。

- ① 試験問題
- ② 視覚素材
- ③ 状況設定問題のもととなる情報（匿名化された事例やデータ、状況等）

«本システムの運用により国家試験及び登録者にもたらされる効果»

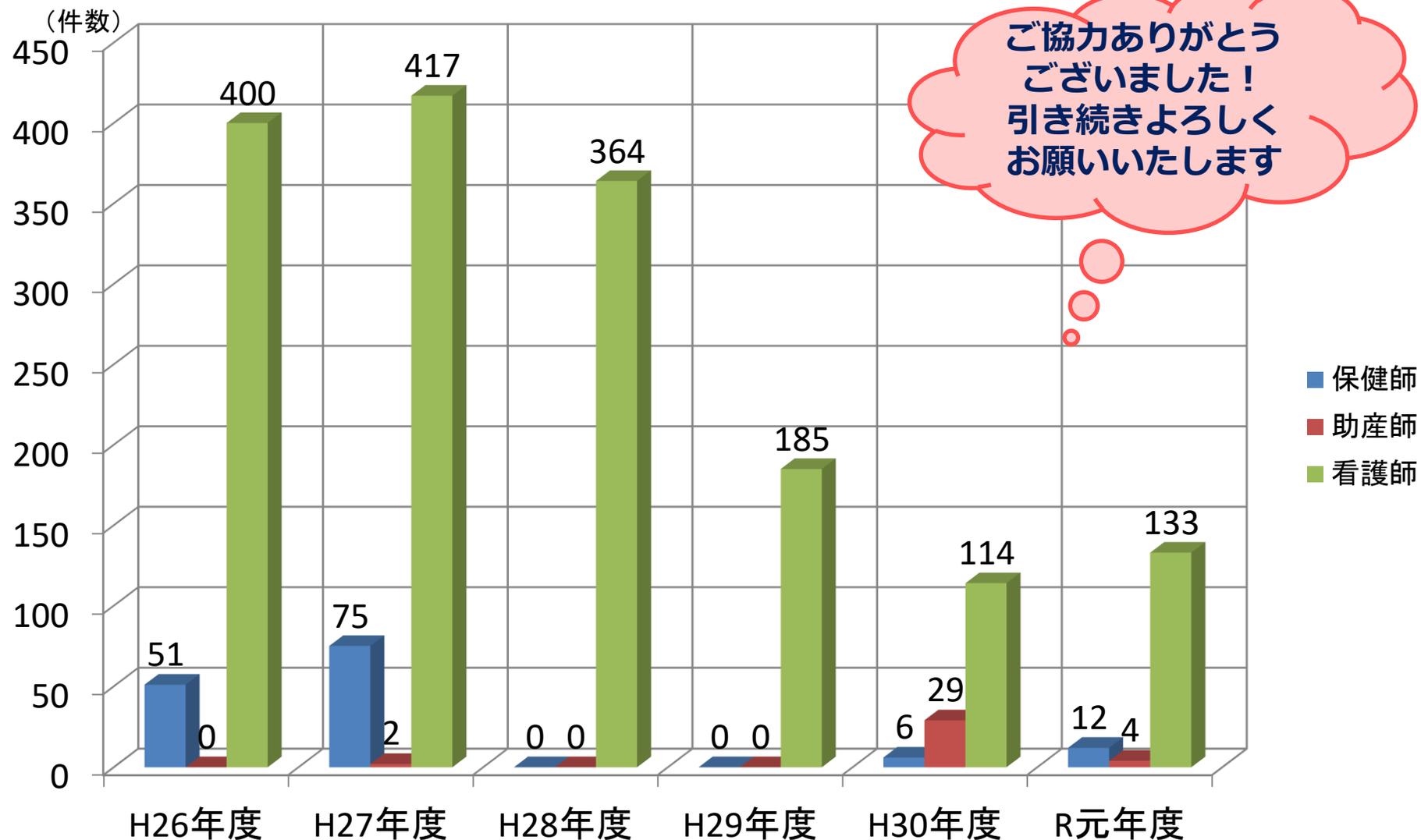
- 様々な実践の場で活動している看護師等からの意見が反映される
- 実践能力を的確に評価できる問題の素案が提供される
- 新人研修についての理解が促進される
- 実践現場における継続教育として有効である

⇒ 公募の機会を**実践現場にも拡大させることが重要！**

URL : <http://www.newpass.mhlw.go.jp>



# 保健師助産師看護師国家試験Web公募問題 登録件数の推移



# Web公募システムのご利用手順

①

- Web公募システムの担当者のご登録

②

- Web公募システムのパスワード等の配付

看護師等学校養成所・施設・団体の各々へパスワード等を配布します。

③

- 試験問題や視覚素材等のご登録

↑  
＜視覚素材や状況等のみをご登録される場合の留意点＞  
画面上の【※入力必須項目】には、ダミー（例えば「1」、「あ」等）をご入力ください。

# Web公募システムに登録された情報の活用イメージ

## «もとななる情報の登録例»

出生体重2,350 g。  
出生30分後のバイタルサインは、呼吸数100/分、心拍数150/分、経皮的動脈血酸素飽和度98%。  
呼吸障害あり。  
胸部エックス線撮影を実施。



## «実際に出題された試験問題»

### 次の文を読み問いに答えよ。

児の出生体重は2,350 g。病棟で保育器に収容し、room airで呼吸状態を観察していた。出生30分後のバイタルサインは、呼吸数100/分、心拍数150/分、経皮的動脈血酸素飽和度  $\langle SpO_2 \rangle$  98%で陥没呼吸および呻吟が認められた。胸部エックス線写真を別に示す。

### 問.次に行う治療で適切なのはどれか。

1. 胸腔穿刺
2. 胸骨圧迫
3. 経鼻的CPAP療法
4. キサンチン系薬の静脈内注射
5. 肺サーファクタント補充療法

# 視覚素材（写真等）

視覚素材のみでも  
登録できます！

## ●登録における留意点

- ・色調や構図等は、対象が鮮明で、問う部分が明瞭に把握できるものとする。
- ・教科書等の既存資料をそのまま使用する登録は控える。
- ・特定の個人を識別できないよう個人情報を匿名化する。

（加工の例）

情報に含まれる氏名、生年月日、住所、患者ID等の  
削除

所見や状態、医療機器や物品など、そのものについて直接的かつ詳細には文章で問うことが難しい問題や、処置及び看護技術など写真を用いることでより具体的に問うことができる問題等においては、視覚素材が有効に活用され、正確に問うことができています。

（保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会報告書 平成28年2月22日）

# 全国助産師教育協議会の ログインIDとパスワード

- ログインID

nkcp941778

- パスワード

Cm7sUTgy

全国助産師教育協議会のIDを  
使っていただいても、  
学校で新たに登録していただいても、  
どちらでも結構です！

# 本日の内容

1. 看護職員の就業状況
2. 看護教育について
3. 国家試験及びWeb公募システムについて
- 4. 助産師活用推進事業について**
5. Nursing Nowキャンペーンについて

# 助産師の活躍の推進～院内助産・助産師外来の推進～

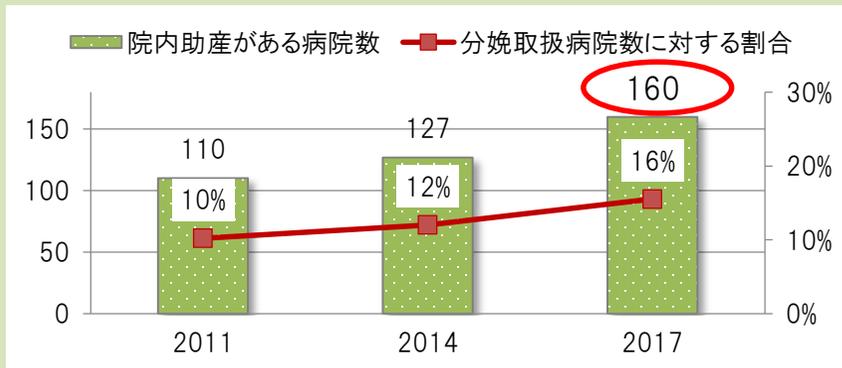
## 背景と目的

- 妊産婦の妊娠・出産・育児に対する多様なニーズ
- 医師不足・分娩施設の減少への対応

⇒ 妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、産科病院・産科診療所において助産師を積極的に活用し、正常産を助産師が担うことで助産師の活躍を推進する。

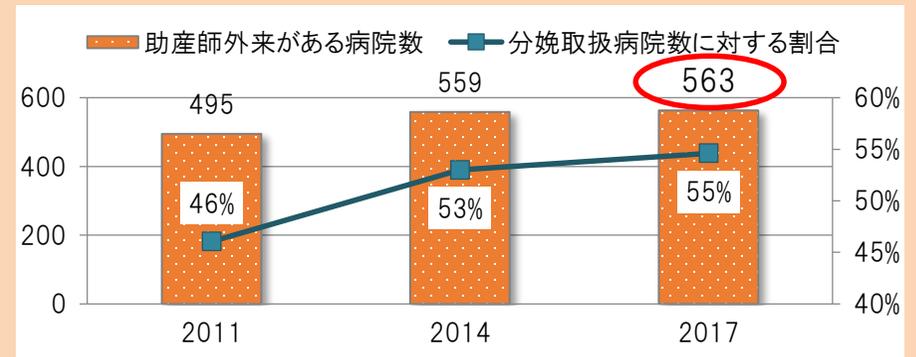
## 院内助産とは

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制をいう。



## 助産師外来とは

緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が産科医師と役割分担をし、妊産婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うことをいう。ただし、産科医師が健康診査を行い、保健指導・母乳外来等のみを助産師が行う場合はこれに含まない。



【出典】医療施設調査(10月1日時点)

平成21年

『院内助産ガイドライン 医師と助産師の役割分担と協働』策定  
(平成20年度厚生労働科学特別研究事業「助産師と産科医の協働の推進に関する研究」)

平成30年

『院内助産・助産師外来ガイドライン2018』(ガイドライン改定)  
(平成29年度厚生労働省看護職員確保対策特別事業：日本看護協会)

院内助産・助産師外来推進のための地域医療介護総合確保基金等の活用による支援

# 助産師活用推進事業

令和2年度予算案 83,850 千円 (令和元年度予算額 61,290 千円)

## <助産師活用の背景>

- 積極的な助産師活用の場として、院内助産、助産師外来、助産所等が挙げられ、医師との協働のもと、その専門性をさらに活用することで、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、妊婦の多様なニーズに応えることが期待される。
- 医師の働き方改革の実現に向け、医師以外の職種へのタスクシフティング・タスクシェアリングの推進が求められており、産科医療機関においては、産科医師の負担軽減を目的とした、助産師の積極的な活用の推進が必要。

## ■ 助産ケア中心の妊娠・出産支援システムのメリット

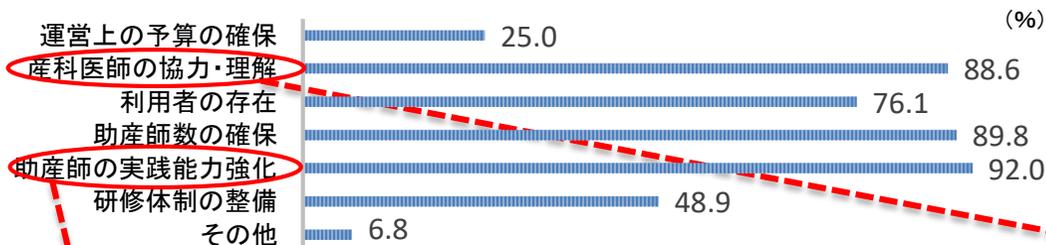
産婦人科診療ガイドラインでは、院内助産システムについてのメリットが示されている。

Low risk妊婦および分娩に対しては、**助産ケアを中心とした管理が、予後を損なうことなく妊婦から肯定的(満足度が高い)評価を受ける可能性がある。**研究結果は、「**助産師が責任を持ち、妊娠から分娩まで助産師が深く関与した場合は、当該妊婦の満足度が高いこと**」を指摘しており、全妊娠および分娩の約3割は全妊娠期全期間を通じて**数回の医師のみ(助産ケアを中心として妊娠および分娩管理を行う)で良好な妊娠予後が得られる**ことを示唆している。(産婦人科診療ガイドライン2017)

「**助産師外来**」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が医師と役割分担をし、妊娠褥婦とその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。

「**院内助産**」緊急時の対応が可能な医療機関において、助産師が妊娠褥婦とその家族の意向を尊重しながら、妊娠から産褥1か月頃まで、正常・異常の判断を行い、助産ケアを提供する体制。  
(※医療法における「助産所」には該当しない)

## ■ 院内助産を開設後、運営を維持・継続する上で重要と思われる項目(複数回答)



出典：平成30年度院内助産・助産師外来の開設による効果に関する調査報告書(日本看護協会)(平成30年10月時点)

## ■ 院内助産・助産師外来の開設数及び導入率

		箇所数	分娩取扱い箇所数	導入率
院内助産	病院	160	1,031	16%
	診療所	54	1,242	4%
助産師外来	病院	563	1,031	55%
	診療所	438	1,242	35%

出典：医療施設調査(平成29年10月1日時点)

## 助産師出向の検討、計画立案、運営、評価等

▶ 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

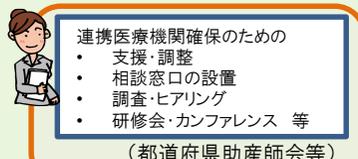
出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上

- 協議会※の設置
  - 実践能力の高い助産師を育成
- ※既存の看護職員確保、助産師出向支援等の協議会でも可(都道府県看護協会、助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県行政担当者、学識経験者等)



## 助産所と嘱託医療機関等の連携に係る支援

助産所において、嘱託医療機関等を円滑に確保できるよう支援



## 院内助産・助産師外来の実際及び効果についての理解促進

院内助産・助産師外来を実施するためには、**産科医師等の理解・協力が必要**

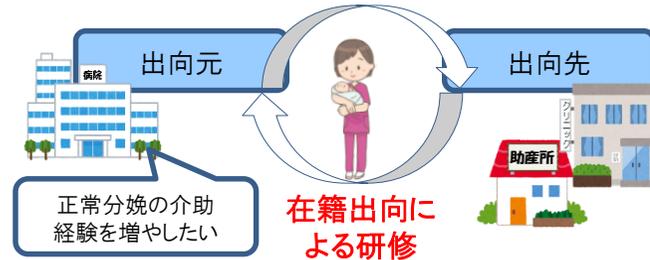
産科医師等を対象に、院内助産等の実施までのプロセスや効果等についての理解促進を目的とした取組を実施

- 院内助産等の実施に関する講演・セミナー・シンポジウム等
- 院内助産・助産師外来ガイドライン改訂版(H30)の周知

# 平成30年度 助産師活用推進事業の実施状況

<背景> 多くの助産師が就業している高度医療機関においては、ハイリスク妊産婦の増加により、正常分娩の介助経験を積み重ねることが困難

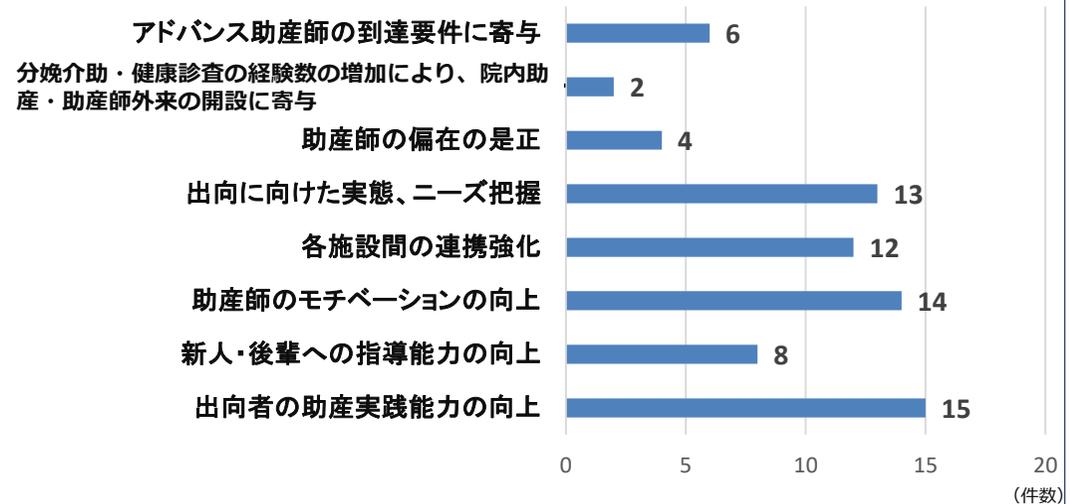
<目的> 出向により、分娩経験等を得られ助産実践能力が向上



## ■ 実施状況

	平成30年度
補助都道府県数	24
都道府県協議会設置数	24
出向助産師数 (調整中も含む)	93人
出向元施設数	64施設 (病院58、診療所3、助産所3)
出向先施設数	62施設 (病院47、診療所15)

## ■ 本事業により得られた効果 (平成30年度) (複数回答)



## 都道府県協議会の設置

※既存の看護職員確保等の協議会でも可

(都道府県看護協会、都道府県助産師会、都道府県医師会・産婦人科医会、都道府県看護行政担当者、学識経験者 等)

▶助産師出向の検討(助産師就業の偏在の実態把握)、計画立案(対象施設の選定・調整)、運営(対象施設及び出向助産師の支援)、評価・分析を行う。

▶助産所が妊産婦の異常に連携して対応する医療機関の確保に関する実態把握や、助産所と連携する医療機関を確保するための調整・支援等を行う。

# 本日の内容

1. 看護職員の就業状況
2. 看護教育について
3. 国家試験及びWeb公募システムについて
4. 助産師活用推進事業について
5. **Nursing Nowキャンペーンについて**

# Nursing Nowキャンペーンについて



## Nursing Now Campaignの概要

- **看護職への関心を深め、社会への貢献を最大にすることが目的。**
- 2020年のナイチンゲール生誕200年記念の一環として実施。
- 英国グローバルヘルスに関する議員連盟が提唱し始まった2018年～2020年の3か年のキャンペーン。
- 英国のレポートで、社会の中で看護師は、人々の健康、ジェンダー平等、そして経済発展に貢献すると報告されている。
- 世界保健機関 (WHO)、国際看護師協会 (ICN) などが連携



<https://www.nursingnow.org/>



## 日本のNursing Now キャンペーンの概要

- 2019年5月11日、Nursing Nowキャンペーン実行委員会 (Nursing Now Campaign in Japan : NNCJ) が発足 (厚労省：オブザーバー)
- 期間 2019年5月11日～**2021年6月30日**
- 日看協web特設サイトで活動を国内外へ情報発信
- **2021年1月20日・21日イベント** (開催時期を変更しました)  
**「Nursing Nowフォーラム・イン・ジャパン」** 及び  
**「看護の日」30周年記念イベント等を開催予定**

**延長!**



ポータルサイト [https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/nursing\\_now/ncj/](https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/nursing_now/ncj/)

【参加団体：30】日本看護協会・日本看護連盟 (Nursing Nowローカルグループ)、日本助産師会、全国保健師長会、日本精神科看護協会、日本看護学校協議会、日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会、日本看護系大学協議会、日本私立看護系大学協会、全国保健師教育機関協議会、全国助産師教育協議会、認定看護管理者会、看護系学会等社会保険連合、笹川保健財団、木村看護教育振興財団、WHOプライマリーヘルスクエア看護開発協力センター／聖路加国際大学、災害健康危機管理WHO協力センター／兵庫県立大学地域ケア開発研究所、国立国際医療研究センター、日本赤十字社医療事業推進本部看護部、労働者健康安全機構、国立大学病院看護部長会議、社会福祉法人 恩賜財団済生会、日本私立医科大学協会病院部会看護部長会、地域医療機能推進機構、全国国立病院看護部長協議会、全国自治体病院協議会看護部会、国家公務員共済組合連合会、日本産業保健師会、日本看護系学会協議会  
 【後援団体：13】日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、全国自治体病院協議会、全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、全国社会福祉協議会、日本労働組合総連合会、ささえあい医療人権センターCOML (2019年5月11日現在)